

スポーツクラブ21ひょうご事業推進のためのガイドライン
(平成24年改訂版)



兵庫県教育委員会
平成24年12月

目 次

「ガイドライン（平成24年改訂版）」

1. 事業趣旨	P. 1
2. 地域スポーツクラブの目標像	P. 2
3. 基金管理について	P. 4
4. 推進体制	P. 5
5. クラブの連携・統合について	P. 7

「ガイドラインの解説」

2の(5)の①「会則を制定すること」について	P. 14
2の(5)の②「会費を徴収すること」について	P. 14
2の(5)の③「多世代参加が可能である体制を整えていること」について	P. 14
2の(5)の④「スポーツ活動(会員交流事業含)を中心とすること」について	P. 15
2の(5)の⑤「週1回以上活動し、定期的、計画的運営がなされていること」について	P. 15
2の(5)の⑦「運営拠点を持つこと」について	P. 15
2の(5)の⑧「非営利団体であること」について	P. 16
その他「多数の種目が開設できない場合」について	P. 16
3- (1)「基金方式」について	P. 16
3- (2)「基金管理」について	P. 16
3- (3)「基金の使用」について	P. 17
○ クラブ運営、スポーツ活動のための人材確保	P. 18

スポーツクラブ21ひょうご事業推進のためのガイドライン（平成24年改訂版）

兵庫県では、21世紀に向けて、豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、平成12年度から法人県民税超過課税を財源として、全県下の小学校区に地域スポーツクラブの設置を支援する事業を実施してきた。

本ガイドライン（平成24年改訂版）は、地域住民が、地域スポーツクラブを設置・運営するにあたって、留意すべき原則的な事項を示したガイドライン（平成18年4月）を加筆修正し、事業のさらなる円滑な促進を図ることを目的としている。

1 事業趣旨

地域スポーツクラブの設置を促進する趣旨は、次のとおりである。

(1) 子ども達の人間的成長を図る。

近年、少子高齢化や情報化など社会の変化によって、コミュニティの崩壊、地域・家庭の教育力の低下、子どもたちの規範意識の欠如など様々な問題が指摘されており、スポーツを通じて、親子のふれあいや地域の人々の交流を促進し健康で活気ある地域づくりを行うとともに、子どもたちにルールを守る精神やマナーを大切にす気持ちなどを培うことが必要となってきた。

(2) スポーツに対するニーズに応える。

都市化や生活の利便化、自由時間の増大等により、体を動かす機会が減少した人々のスポーツに対する関心も高まっているが、学校スポーツ・企業スポーツ中心の我が国の現状では、誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむ事のできる場が少ない。

(3) 地域に根ざしたスポーツクラブを育成する。

上記のような課題に対して、地域スポーツクラブは、多様なスポーツ活動による温かい心の触れ合いを通じて、住民が連帯感を高め、子どもたちに規律を学ばせるとともに、豊かな人間性の回復と健康の増進など生き甲斐を見いだせる場として、きわめて有効である。

そのため、県内すみずみまで小学校区を基本単位に、地域の親子やスポーツ指導者をはじめ、誰もが参加できる地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツクラブの設置を推進する。

2 地域スポーツクラブの目標像

(1) 概 要

地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民が、小学校区を基本単位とするそれぞれの地域で、身近な施設である学校体育施設などを拠点として、様々なスポーツを楽しむことができる地域住民の自主運営によるスポーツクラブである。

(2) 特 徴

本県の目指す地域スポーツクラブは、次のような特徴を持つ。

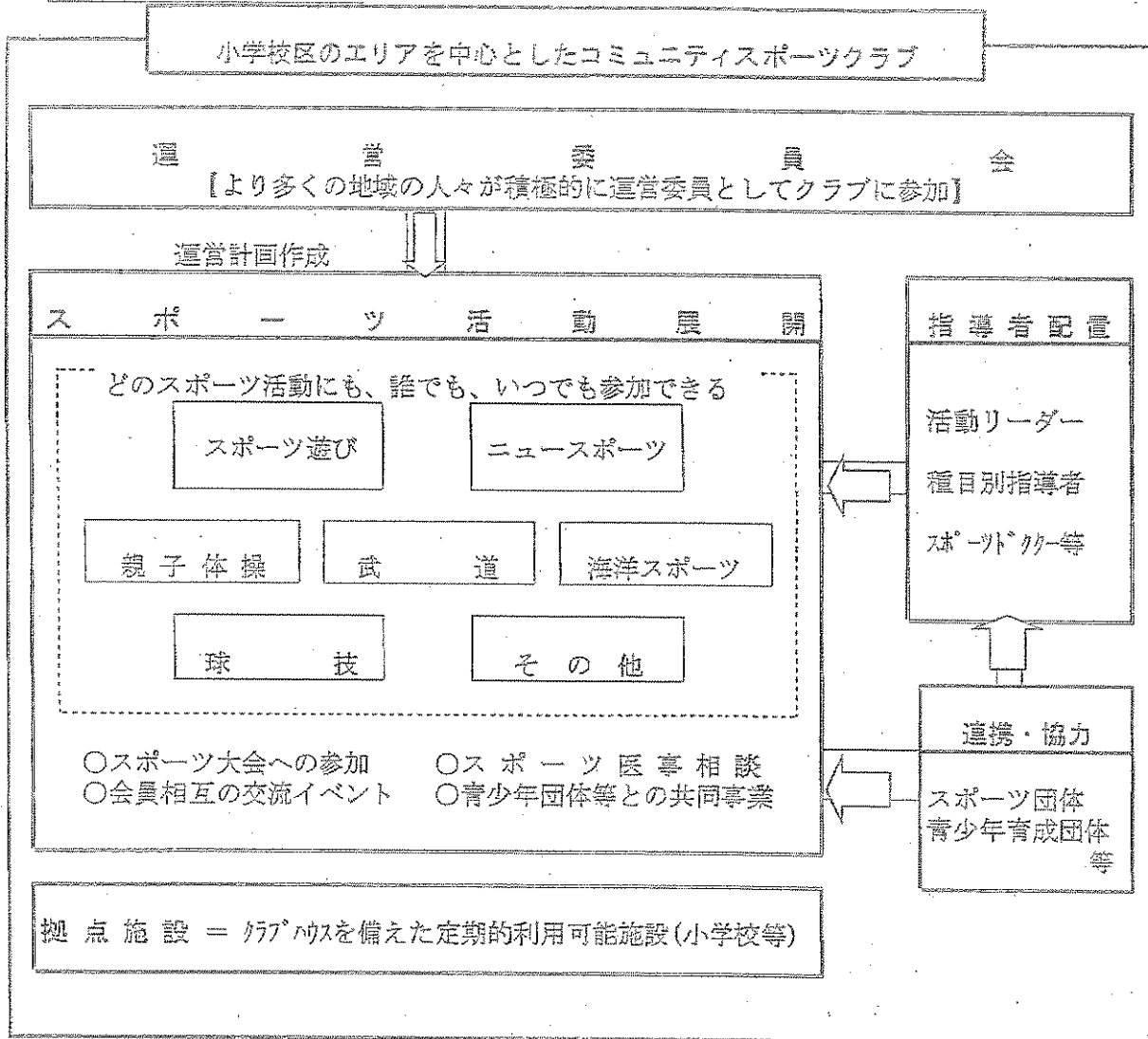
- ① 複数の種目を実施し、会員はいくつもの種目に参加できる。
- ② 子どもから高齢者、初心者から競技者、楽しみ志向から競技志向まで、様々な年齢、技術・技能興味・関心を持つ会員が活動するので、容易に相互交流の場を持つことができる。
- ③ 小学校区を活動エリアとするため、コミュニティづくりに適しており、また、日常生活の中で無理なく拠点施設に遭える。
- ④ 学校体育施設やクラブハウスなどの活動拠点を有しており、定期的、計画的なスポーツ活動が行える。
- ⑤ 質の高いスポーツ指導者を配置し、個々のスポーツニーズに対応した適切な指導が行われる。
- ⑥ 運営財源は、参加者負担を原則とするが、立ち上がりから軌道に乗るまでの間、県が一定額の助成を行う。
- ⑦ 行政(県、市町)やスポーツ団体等の支援を受けながら、地域住民のボランティアシップに基づき自主的に運営される。

(3) 効 果

地域スポーツクラブの形成と発展によって、次のような効果が期待できる。

- ① 地域コミュニティの形成(世代間交流等)
- ② 子どもたちの教育の場(地域の教育力回復)
- ③ ライフステージに応じたスポーツ活動と健康保持増進
- ④ 「スポーツ立県ひょうご」の実現

(4) スポーツクラブのイメージ



(5) 地域スポーツクラブ運営の遵守要件

地域住民の自主性を尊重し、運営上の遵守事項は、おおむね次の事項とする。

なお、地域スポーツクラブの趣旨が県内すみずみまで生かされるように、地域スポーツクラブの基本的な名称は、「スポーツクラブ21〇〇〇(地域名)」とするよう呼びかけていく。ただし、クラブ愛称は自由とする。

- ① 会則を制定すること※P14解説参照
 - ア 会員が協力しあって、スポーツ活動を通じ子どもたちにルールを守ることの大切さや社会のルールやマナーを体得させることを活動目的の一つとしていること
 - イ 役員は、任期を定めて会員の中から互選で選出すること
 - ウ 予算・決算、事業計画・報告等運営に関し、会員や地域に公開するとともに、総会の開催や監査体制を整えること
- ② 会費を徴収すること※P14解説参照
- ③ 多世代参加が可能である体制を整えていること※P14解説参照
- ④ スポーツ活動(会員交流事業含)を中心とすること※P15解説参照
- ⑤ 週1回以上活動し、定期的、計画的運営がなされていること※P15解説参照
- ⑥ 小学校区を活動エリアとして設立した経緯から、原則、当該校区の住民を会員としてきたが、校区をまたがって会員とすることも可能である
- ⑦ 運営拠点を持つこと※P15解説参照
- ⑧ 非営利団体であること※P16解説参照

3 基金管理について

(1) 基金方式

県の財政支援は、本来地域スポーツクラブに対して、その拠点整備と運営に充てる経費の一部として補助するものであるが、市町推進委員会に地域スポーツクラブの支援を効果的に行わせるため、基金を造成させ、これに対して5年間補助してきた。

(2) 基金管理

基金管理は、市町推進委員会事務局となる市町教育委員会等が行う。

(3) 基金の使用

基金の用途については、拠点整備費とクラブ運営経費に充てる。

拠点整備費は、市町推進委員会と地域スポーツクラブとの協議の上、市町等拠点施設となる施設の設置者が行う整備費の財源に充てる。

運営経費は、地域スポーツクラブの年間活動計画に基づく所要額を当該クラブに概算払いし、別途会員から徴収する会費と併せて、適正かつ計画的に執行することにより、クラブの長期にわたる継続的運営を確保する。

(4) 他の補助金と併用可能

基金は、拠点整備・クラブ運営を対象とした他の補助金と併用することができる。

(5) 補助金交付額 (1校区)

(単位：千円)

初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
9,000	1,000	1,000	1,000	1,000	13,000

(注) 初年度は、拠点整備費分を算入

4 推進体制

(1) 全県推進委員会の開催

全県的に活動するスポーツ関係団体及び地域団体等からなる委員会を組織し、各既存活動団体の連携体制を確立し協力依頼を行うとともに、事業の円滑な実施に向けて各団体からの幅広い提案を踏まえ今後地域の実情を勘案した事業推進を行う上で柔軟な支援の在り方について協議していく。

①主な構成メンバー	県下全域に事業趣旨の周知及び協力要請を図るため、多数下部組織を持つ J C、連合等の全県的団体の代表者等により構成 52名
②開催時期等	H12.6月 設立総会（事業趣旨周知、ガイドライン合意） H12.9月 第2回（各市町における事業進捗状況等） 以降、毎年開催

(2) 市町推進委員会の開催

各市町において、管内各地域の特性等を勘案し、具体的な事業実施方針を策定するとともに、各地域スポーツクラブにおける指導者の確保、施設利用の方針等を審議する。

また、各地域スポーツクラブからの運営費支出計画の審査等を行う。

①主な構成メンバー	市町長、青少年育成団体をはじめとする市町域内の既存活動組織の代表者（ J C、 P T A、自治会、子ども会等）及びスポーツ活動に関する専門家として体育協会、体育指導委員等幅広い分野により構成 30名程度
②開催時期等	H12.7月～3月 設立総会 H12.8月～3月 地域スポーツクラブ運営費支出計画審査等 H13.3月 同クラブ実績報告の確認と検証 以降、毎年開催

(3) 庁内推進体制

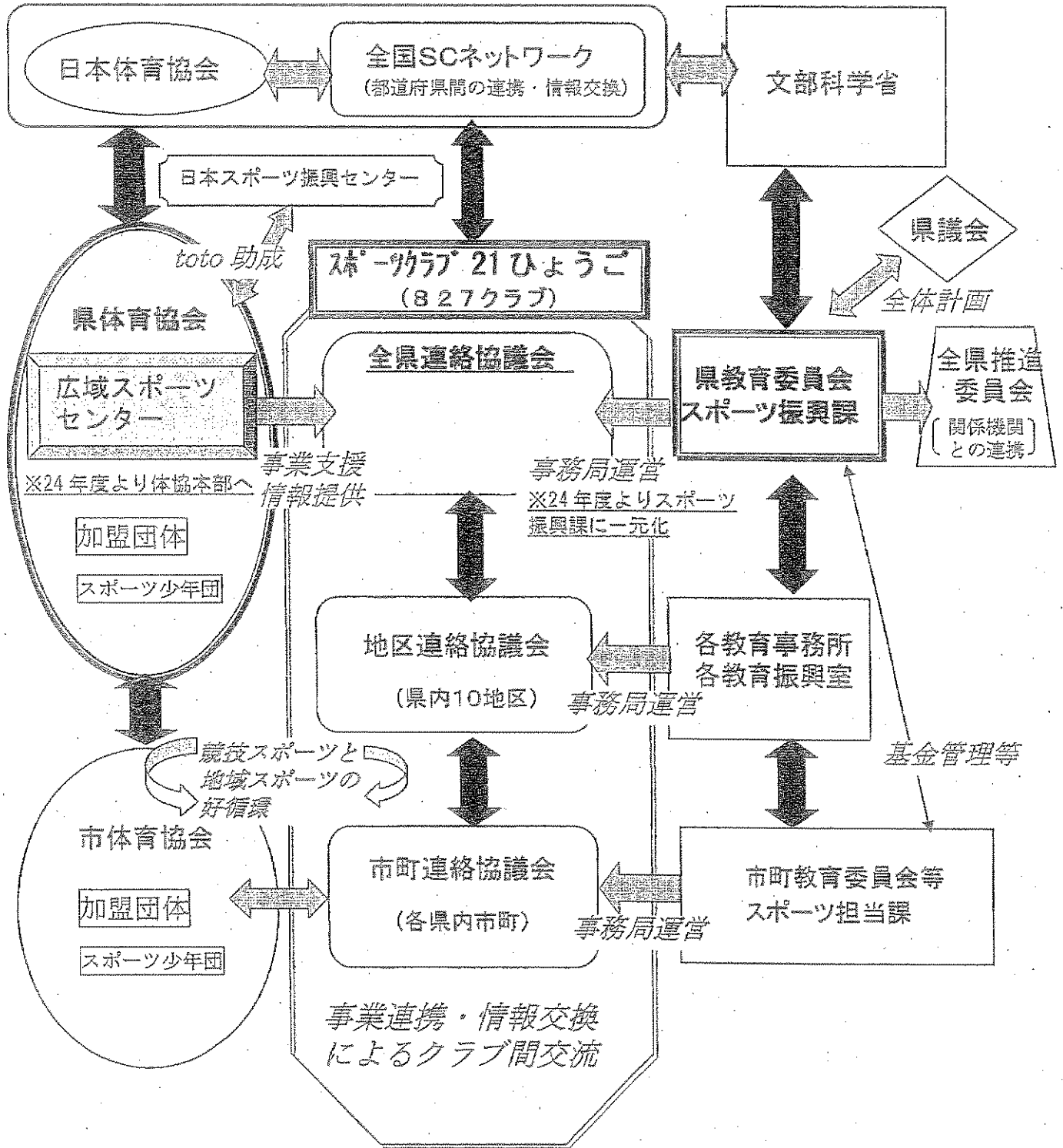
①県推進本部	政策会議構成員をメンバーとして設置する。 本部長：知事
②推進幹事会	県関係部局の課室長をメンバーとして設置する。 幹事長：教育次長

(4) ひょうご広域スポーツセンター

「ひょうご広域スポーツセンター」を公益財団法人兵庫県体育協会事務局に置き、地域スポーツクラブへの支援に取り組んでいる。(H24.4月～)

(参考) 公益財団法人兵庫県体育協会が管理している県立総合体育館に設置 (H16.4月～H24.3月)

「スポーツクラブ21ひょうご」連携体制 (平成24年度～)



5 クラブの連携・統合について

「スポーツクラブ21ひょうご」は、小学校区域を基本的な単位として、スポーツ活動を中心として、地域に密着した活動を展開している。そのような中、小学校の統廃合やクラブの永続的な運営・課題解決のための複数クラブの連携・統合を希望する場合の事務手続きについては、下記のとおり、とりまとめることとする。

(1) 連携・統合について

「スポーツクラブ21ひょうご」の連携・統合については、表1を基本とする。

(表1)

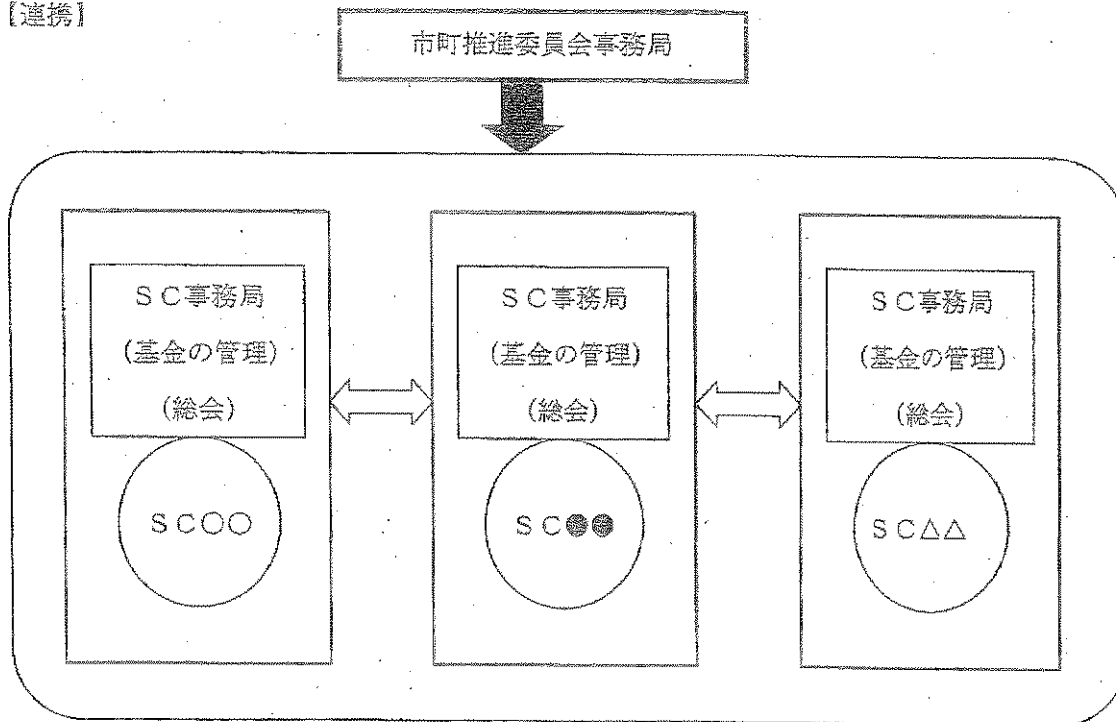
	内容	事務局	基金の管理	協議書等の提出
連携	複数のSCがいっしょに活動する等連携を図る。	各SC	各SC	不要
統合	複数のSCが合併し、新たなSCを作る。	一本化	一本化	要

※ 事務局とは、SCの運営を司る機能とし、会長等をはじめとする役員を指す場合や事務を行う機能を指す場合等がある。

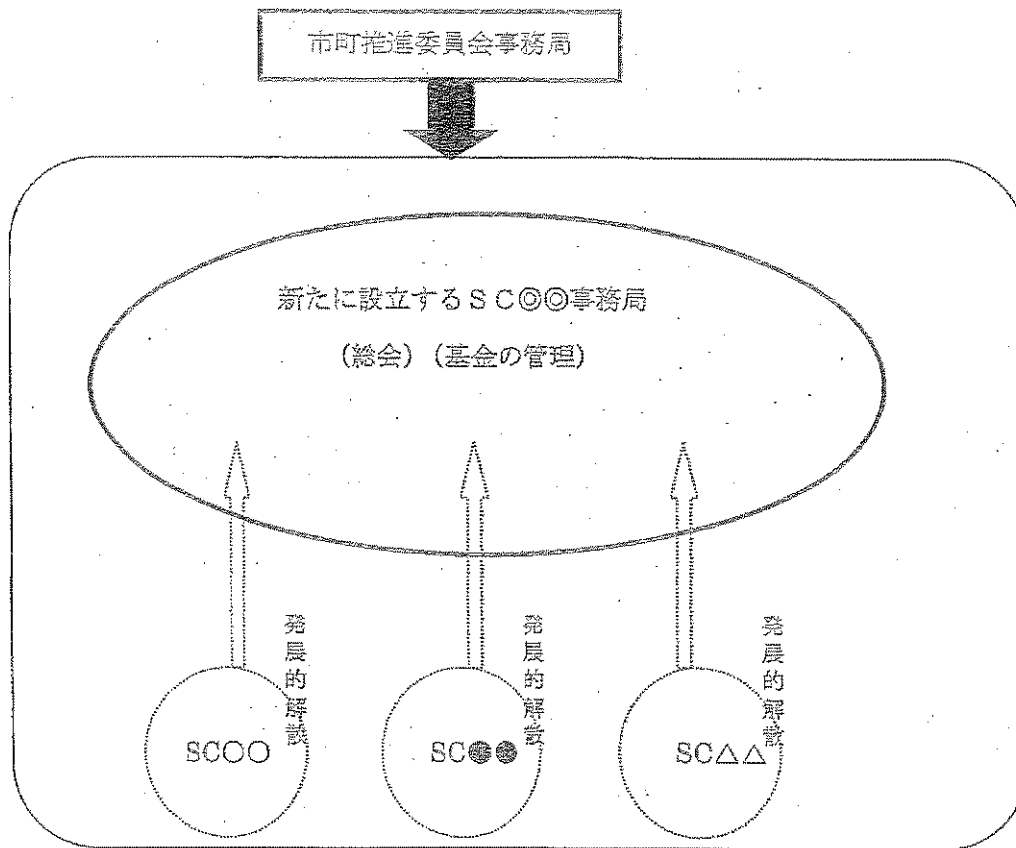
※ SCとはスポーツクラブを指す。(以下同様)

(2) 連携・統合のモデル図について

【連携】



【統合】



(3) 協議に係る書類等について

① 協議書 (別紙様式1)

② 添付書類

ア 統合前の各スポーツクラブ

- ・ 合意書 (別紙様式2) の写し
- ・ 運営組織図、役員名簿、事業実績報告書、収支決算書 等

イ 統合後の新たなスポーツクラブ

- ・ 合意書 (別紙様式3) の写し
※統合の承認が得られた後の設立総会後に提出
- ・ 運営組織図、役員名簿、事業計画書、収支予算書 等
- ・ クラブハウス配置図
- ・ 統合に向けたスケジュール (別紙様式4)
- ・ 統合時における基金報告書 (別紙様式5) 等

(別紙様式1)

(文書番号)

年 月 日

兵庫県教育委員会

スポーツ振興課長 ○○ ○○ 様

○○市・町 (スポーツクラブ21主管課長)

○○ ○○ 印

「スポーツクラブ21ひょうご」事業に係る協議について

標記について、下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

記

1 スポーツクラブ名について

統合前のスポーツクラブ名

統合後のスポーツクラブ名

2 統合後のクラブハウス (既存のものを使用 ・ 新しく設置)

※ どちらかに○をつけて、活動拠点を記載。

3 統合月日 (予定) 年 月 日 (予定)

※詳細は別紙様式4による

4 統合に係るスポーツクラブ基金の残額 (統合予定時)

※ 詳細は別紙様式5による

5 統合に至った経緯及び統合によって得られる効果等

(別紙様式2)

年 月 日

〇〇市・町 (スポーツクラブ21主管課長)

〇〇 〇〇 様

スポーツクラブ21〇〇 (統合前のスポーツクラブ名)

会長 (代表者役職) 〇〇 〇〇 印

「スポーツクラブ21ひょうご」事業のクラブ統合に係る合意について

標記について、下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 本スポーツクラブは発展的解散をし、新たに、(新しいスポーツクラブ名を記載)を創設する事を 月 日の総会により、会員の合意が得られた。
- 2 本スポーツクラブの基金については、新たに創設する(新しいスポーツクラブ名を記載)に寄付する。
- 3 本スポーツクラブの活動場所については、統合後も活動拠点とする。

(別紙様式3)

年 月 日

〇〇市・町 (スポーツクラブ21主管課長)

〇〇 〇〇 様

スポーツクラブ21〇〇(統合後のスポーツクラブ名)

会長 (代表者役職) 〇〇 〇〇 印

「スポーツクラブ21ひょうご」事業のクラブ統合に係る合意について

標記について、下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 本スポーツクラブは発展的解散をした(統合前のクラブ名を列記)を母体とし、新たに、(新しいスポーツクラブ名を記載)を創設する事を 月 日の総会により、会員の合意が得られた。
- 2 本スポーツクラブの基金については、(統合前のスポーツクラブ名を列記)から寄付を受け、活動していく。
- 3 (統合前のスポーツクラブ名を列記)活動場所については、統合後も活動拠点とする。

(別紙様式4)

「スポーツクラブ21ひょうご」事業に係る統合に向けたスケジュールについて

1 統合前のスポーツクラブにおける総会（予定日を含む）

統合について協議される総会を指す

年 月 日

※ 各スポーツクラブ予定日が違う場合はスポーツクラブごとに記載。

2 統合前のスポーツクラブにおける解散総会（予定日）

年 月 日

※ 各スポーツクラブで予定日が違う場合は下段に記載。

3 統合後のスポーツクラブにおける新スポーツクラブ設立総会（予定日）

年 月 日

4 その他 統合に係る準備委員会、役員会等の予定について

(別紙様式 5)

「スポーツクラブ 2 I ひょうご」に係る統合に向けた基金報告書

(統合前のスポーツクラブ)

スポーツクラブ名	年 月 日 (統合予定日)		
	基金残額	会費・利子等残額	計

※必要な場合は列を増やす。

(新たに設立するスポーツクラブ)

スポーツクラブ名	年 月 日 (統合予定日)		
	基金残額	会費・利子等残額	計

スポーツクラブ21ひょうご事業推進のためのガイドラインの解説

2の(5)の① 「会則を制定すること。」について

会則(規約)は、地域スポーツクラブ(以下、「クラブ」という。)にとっての重要事項を条文化したもので、公正・明朗で民主的なクラブ運営の要となるものですから、必ず制定してください。

その内容は、会員の総意によって、クラブが独自に定めるものですが、次の項目は必ず含めて、より望ましいクラブ運営を目指してください。

(1) 目的

当事業の趣旨が生かされるよう、活動目的の1つに、会員が協力しあって、スポーツ活動を通じて子どもたちにルールを守ることの大切さや社会のルールやマナーを体得させる旨を規定します。

(2) 役員を選出

役員は、民主的手続きにしたがって選出されるように、任期を定め、会員総会において会員の中から選任する旨を規定します。

(3) 会員、地域への公開

クラブは、「目的に沿った資金の使用」「事業計画の適切さ」「事業遂行の手続きの適切さ、達成度」を会員へはもちろんのこと、クラブの活動エリアである地域、資金等援助者に対して説明する責任を持ちます。

したがって、予算・決算、事業計画・報告等運営に関し、必ず会員や地域に公開するとともに、総会の開催や監査体制を整備する旨を規定してください。

2の(5)の② 「会費を徴収すること。」について

クラブは、地域の自主的活動として住民が自らのスポーツ活動のために自主運営するものであって、その運営経費も基本的に会員の会費で賄うこととなります。

また、地域に根ざしたスポーツクラブとして、その活動を活性化させるためには、地域の実態に応じた会費で多くの人に参加できるよう工夫が求められます。

社会公益性の高いクラブの設立を促進するため、県は5年間に限り運営費の補助を行うこととしてきましたが、この補助金と会費を併せて有効に使い、運営を軌道に乗せるとともに、長期にわたる継続的運営を確保することが必要です。

2の(5)の③ 「多世代参加が可能である体制を整えていること。」について

クラブは、単に住民がスポーツを行うだけでなく、地域コミュニティの基盤ともなるものであることから、障害者を含む地域住民誰もがいつでも入会することができ、自分に合ったスポーツ活動を楽しめるクラブということでもあります。

したがって、子どもから高齢者、初心者から競技者、楽しみ志向から競技志向まで、様々な年齢、技術・技能、興味・関心を持つ会員が活動できるように、開設種目やスポーツイベントの決定にあたって、スポーツ施設、種目の指導者の有無等の条件を勘案しつつ、住民の意向を可能な限り尊重するなど、受入体制を整えておくことが必要です。

2の(5)の④ 「スポーツ活動(会員交流事業会)を中心とすること。」について

クラブは、スポーツを通じて子どもにルールを体得させたり、住民のスポーツニーズに応えたり、健康の保持増進を図ることを目的とするものですから、活動内容は、スポーツが中心となります。

しかし、会員の交流会やイベントなどに文化的活動やボランティア活動を取り入れることは問題ありません。

2の(5)の⑤ 「週1回以上活動し、定期的、計画的運営がなされていること。」について

子どもたちにルールやマナーを体得させ、地域住民のスポーツニーズに応え、健康の保持増進を図るなどクラブの趣旨を生かすとともに、会員の活動計画の策定を容易にするため、クラブの活動は、定期的・計画的に行われることが必要です。

クラブ活動は、週1回以上の活動が必要です。

2の(5)の⑦ 「運営拠点を持つこと。」について

(1) クラブは、単に住民がスポーツを行うだけでなく、地域コミュニティの基盤ともなるものであることから、住民の社交の場や運営の拠点、未加入住民への情報発信の拠点として、クラブハウスを設置するものとし、県はクラブハウスの整備に対して助成を行いました。

(2) 整備内容(規格)については、必要な役割・機能を果たすため、管理機能として事務室、交流機能としてミーティングルーム、補完機能として更衣室等が必要ですが、どの程度のものにするかはクラブの判断となります。

また、机、ソファ、更衣ロッカー等の必要な備品も備えることとなります。

なお、電話、ファックス、コピー機なども助成対象となります。

(3) クラブハウスの想定される整備形態とそれに伴う会計処理は、概ね次のとおりとなります。

① 小学校の余裕教室の活用や公立体育館等の部分使用

原則として行政財産の使用許可に該当し、クラブが模様替え等を行うことはできないので、クラブは市町(教委)と十分に協議してクラブハウスの整備内容等を決定し、市町(教委)はクラブの依頼に基づいて整備を実施します。

この場合、補助金は基金からクラブ会計を通さず直接市町の歳入予算に納入します。

② 学校敷地内に建物を新築する場合

クラブが市町(教委)の敷地使用許可を得て、プレハブ等のクラブハウスを新築する場合の新築に要する経費に係る補助金は、基金からクラブ会計に繰り入れて支出します。

なお、市町(教委)がクラブハウスを新築する場合の新築に要する経費に係る補助金は、上記①と同様の会計処理となります。

③ 民家等を借り受ける場合

民家等をクラブハウスとして借り受け、その模様替え等を行う場合の模様替え等に要する経費に係る補助金は、基金からクラブ会計に繰り入れて支出します。

(4) 管理・運営について

クラブハウスに限らず、学校施設を使用する場合の施設管理については、行政財産の使用許可の条件の問題ですが、基本的には許可を受けたクラブの責任で鍵の開閉等の管理を行うべきものです。

特に、勤務時間外に教職員に職務として管理や指導に従事させることはできません。

ただし、地域住民の立場から、教職員が指導者等としてクラブに積極的に関わっていくことは望ましいでしょう。

なお、クラブハウスをクラブ専用で使用するか、学校や他の団体と共用するか、また、その際の鍵の管理はどうするか等は、地域の実情によって、市町推進委員会で決定します。

2の(5)の⑧ 「非営利団体であること。」について

クラブは、民間（商業）のスポーツクラブとは異なり、地域のコミュニティや地域住民の健康・体力づくり、スポーツニーズに応えるなど社会公益性の高いクラブであり、地域住民のボランティアによって運営される自治的なクラブであって、営利を追求するものではありません。

ただし、クラブの自主運営に向けた財政基盤の確立のため、収入を得る事業を行うことや、活動によって利益が出ること自体は問題ではありません。

なお、特定非営利活動法人（以下、NPO法人という）の認証を受けることは可能です。NPO法でいう「非営利」とは、「活動により得た利益を構成員（役員や社員）に分配することが出来ない（内部配分の禁止）」という意味であり、収入を得る事業を行うことや、活動によって利益が出ること自体には問題がありません。

そ の 他 「多数の種目が開設できない場合」について

過疎地等地域の実情によっては、住民の数や年齢構成、指導者の確保の困難性等のため、一挙に多数の種目で出発することが無理なケースも考えられます。

この場合は、多世代型に限り、当初少数の種目に限定して出発することも止むを得ませんが、既存の特定のクラブの優遇措置にならないよう留意しながら、近い将来には、多種目・多世代型で運営できるよう工夫することが求められます。

3-1(1)「基金方式」について

基金方式は、端的に言うと、補助した年度に補助金全額を執行しなかった場合にあっても残額の返還を要せず、次年度以降に執行することが可能となる積立方式です。

基金方式としたのは、クラブの自主的運営をより一層確保するためには、柔軟な形で資金活用ができる方式が適当と考えられるためであります。

この基金の管理については、クラブへの財務・運営支援を行う市町推進委員会の事務局が行います。

3-1(2)「基金管理」について

(1) 市町推進委員会事務局が基金を管理する方法には、1つの口座を開設し、内訳として各クラブ毎の基金を管理する方法と、クラブ毎に口座を開設して管理する方法がありますが、各事務局の実情により、適宜決定します。

(2) 基金管理は、公金である補助金の安全確実な保管について、クラブに代わって市町推進委員会が代行するものであります。

(3) クラブは、年度当初に自ら積算した年間必要見込額を基金から払い出し、会員から徴収した会費と併せて、運営経費に充てます。決算終了後、基金からの払出額に残額が生じたときは、基金に戻して次年度以降の運営経費に充てます。

(4) クラブの年間支出額について、補助金、会費の区分は、原則として補助金から先に支出し、

補助金の額（基金からの額）を超える支出が必要となった時点より、会費から支出します。

3-3 「基金の使用」について

基金の使途については、運営拠点(クラブハウス)の整備とクラブ運営の経費に充てます。

(1) 対象経費

主な対象経費は、次のとおりです。

① 拠点整備費の使途

ア クラブハウス整備費

余裕教室等の改修費、プレハブ等新築費、借受民家の改修費等

イ 拠点到備える管理備品

机、いす、ロッカー、テレビ、ラジオ、パソコン、物置等

ウ スポーツ活動備品

サッカーゴール、バレー支柱・ネット、単体のバスケットゴール等

エ 学校教育上も必要なグラウンドや体育館の改修などは、学校の設置者が整備すべきものであり、これらを対象とすることは適当ではありません。

② 運営経費の使途

ア クラブ設立準備経費

消耗品費、印刷費、通信運搬費、会議場借上料、広告宣伝費等

イ クラブの年間運営経費

- | | |
|-------------|--|
| a. 人件費的な経費 | スポーツ活動指導者謝金、交通費等 |
| b. 物 件 費 | 事務用消耗品（ノート、ペン等）
事務用OA機器借上料
広報宣伝費（クラブ広報誌等印刷、郵送料等）
会議費（総会等資料印刷等）
電信電話料
図書購入費等 |
| c. スポーツ活動費 | スポーツ活動指導者に係る傷害保険加入料
各スポーツ活動用消耗品費（ボール、ラインテープ等共用品）
各スポーツ活動会場使用料等 |
| d. イベント経費 | キャンプファイヤー薪代等 |
| e. ボランティア経費 | 地域美化運動でのビニール袋代、掃除用具代等 |
| f. その他経費 | クラブハウス利用に係る光熱水費、管理員賃金、事務局担当者謝金等 |

※食糧費にあたるものは不可。

(2) 基金の事務手続き等

基金に関する請求手続きや報告等については、次のとおりです。

- ① クラブは、拠点（クラブハウス）整備費を請求するときは、交付申請書に、整備事業収支予算書、施設図面、工事算定表、配置図を添えて、市町推進委員会に対して行います。
- ② クラブは、運営経費を請求するときは、運営経費請求書に、年間活動計画及び収支予算、クラブ会則を添えて、市町推進委員会に対して行います。
- ③ クラブは、決算終了後、毎年度、所定の時期までに実績報告書及び収支決算書を市町推

道委員会に提出し、市町推進委員会は、実績報告書等を審査し、同写しを県に提出します。

- ④ 市町推進委員会は、基金についての収支簿を備え、その収支を明らかにしておくとともに、収支内容を証する書類を収支簿と併せて保存しておきます。

○ クラブ運営、スポーツ活動のための人材確保

クラブを運営していくためには、開設するスポーツ種目の指導者や組織の運営・管理にあたる人材が必要です。これら指導者は地域住民のボランティアが基本となりますが、地域社会にはたくさんの隠れた人材が存在するので、市町推進委員会や設立準備組織が、潜在的指導者の掘り起こしを行うこととともに、スポーツ推進委員等の活用が望まれます。

